解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年十一月三十日、愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

愛媛県伊予市米湊八二〇番地

伊予市土地開発公社

代表清算人　中村　佑

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

熊本県荒尾市大正町一丁目一番八号

医療法人かるがも会

清算人　坂田　譲

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により、平成二十三年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

高知市長浜四八五四番一地

財団法人中島報恩会

代表清算人　佐竹　啓子

配当公告

愛知県津島市鹿伏兎町上春日台四番地一一

破産者　川村　博久

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第六八八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二、九八〇、〇五〇、六四八円

一、配当をすることのできる金額

金二三、七六六、七〇九円

平成二十三年十二月十九日

名古屋市中区錦二丁目二番二号名古屋丸紅ビル一二階しょうぶ法律事務所

破産管財人　山田　尚武

配当公告

三重県松阪市上川町三六三九番地の二二

破産者　有限会社とみじ

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十二年（フ）第七九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五四九、〇一〇、四三四円

一、配当することのできる金額

金四、三一八、八一〇円

平成二十三年十二月十九日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階

破産管財人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南会津郡下郷町大字中妻字西暮五六三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　玉川　宗邦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

福島県南会津郡只見町大字黒谷字玉島二二二六番地　相続財産管理人　本名　保美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県三郷市鷹野一丁目一二九番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　石塚　俊章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

埼玉県三郷市早稲田一丁目一番地一　KT T五ビル五階　しばの法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴野　和善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鎌ケ谷市東中沢二丁目一四七九番地一八、最後の住所千葉県鎌ケ谷市東中沢二丁目一九番八八号　被相続人　亡　松澤　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

事務所千葉県松戸市小根本四五―一二早稲田ビル四階Aわかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西加茂郡小原村大字上仁木三〇〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　長沼　遵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室

相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区吾妻橋二丁目一九番地、最後の住所東京都中野区江原町二丁目九番四―二〇七号　被相続人　亡　渡邊　泰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区戸山一丁目一七番地、最後の住所横浜市緑区上山二丁目二九番一四号

被相続人　亡　馬場　攝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビルディング五階

相続財産管理人　弁護士　飯田　直久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市宝二丁目五八番地、最後の住所山梨県甲府市下石田二丁目三〇番二九号

被相続人　亡　尾方　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

山梨県甲府市宝二丁目三番四号内田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武藤　高晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市巾上三四九番地一、最後の住所東京都多摩市和田一二六一番地二九―八〇二　被相続人　亡　西村　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十九日

長野県松本市中央三丁目一一番一号ハヤマビル二Ｆ神戸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神戸　美佳

第６期決算公告

平成23年12月19日　東京都新宿区新小川町６番36号

株式会社イーピーメイト

代表取締役　木羽　泰男

貸借対照表の要旨　（平成23年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	406,673	流動負債	168,487
固定資産	19,728	（賞与引当金）	(41,312)
		固定負債	7,125
		役員退職慰労引当金	7,125
		株主資本	250,788
		資本金	45,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	190,788
		利益準備金	420
		その他利益剰余金	190,368
		（うち当期純利益）	(71,915)
資産合計	426,402	負債・純資産合計	426,402